

# 山口県報

平成 17 年  
7 月 22 日  
( 金曜日 )

## 目 次

告示  
道路の位置の指定（建築指導課）……………

公告  
平成十七年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………  
危険物取扱者試験に係る指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出（消防防災課）……………  
消防設備士試験に係る指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出（消防防災課）……………  
山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催（環境政策課）……………  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……………  
土地改良事業の工事の完了の届出（農村整備課）……………  
土地改良事業の工事の完了（農村整備課）……………  
公共測量の実施（監理課）……………  
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………

### 山口県告示第四百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 下松市南花岡二丁目一七三の四、一七三の六及び一七三の一六	幅 (メートル) 四・〇	延 (メートル) 四九・〇	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 二〇〇・一一
--	--------------------	---------------------	-------------------------------------



### (四〇一) 平成十七年度山口県補正予算の要領の公表

平成十七年六月山口県議会定例会で議決された平成十七年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

### 平成17年度山口県一般会計補正予算（第1号）

平成17年度山口県の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正  
追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 安芸漁協漁家経営改善市町村に対する利子補給補助金	平成18年度から平成22年度まで	(1) 平成18年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,500,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町村に対する利子補給補助金は、年1.25%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	
2 合併漁業協同組合資金 本造成事業に伴う貸付金 法人に対する貸付金	平成18年度	2,500,000千円	
3 合併漁業協同組合資金 合併漁業協同組合に対する貸付金 合併漁業協同組合に対する貸付金	平成18年度から平成27年度まで	700,000千円	
4 緊急地方道路整備事業 の年度を越える工事 について西日本旅客 鉄道株式会社と協定する こと。(県道岩城珂線)	平成17年度から 平成18年度まで	100,000千円	

5 広域河川改修事業の1年度を超える工事一括契約すること。(中川)	平成17年度から平成18年度まで	480,000千円
6 国防高潮対策事業の1年度を超える工事一括契約すること。(京波川)	平成17年度から平成18年度まで	490,000千円
7 " (夜市川)	平成17年度から平成19年度まで	900,000千円
8 生活排水池事業の1年度を超える工事一括契約すること。(真綿川ダム無緑塔)	平成17年度から平成18年度まで	100,000千円
9 " (真綿川ダム無緑塔)設備	平成17年度から平成18年度まで	120,000千円

(四〇二) 危険物取扱者試験に係る指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出  
 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から次のとおり主たる事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。  
 平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定試験機関の名称  
財団法人消防試験研究センター
- 二 主たる事務所の所在地

変 更 後	変 更 前
東京都千代田区霞が関二丁目四番二号	東京都港区麻布台二丁目一番九号

- 三 変更年月日  
平成十七年八月一日

(四〇三) 消防設備士試験に係る指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出  
 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条の九第四項において準用する同法

第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から次のとおり主たる事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定試験機関の名称  
財団法人消防試験研究センター
- 二 主たる事務所の所在地

変 更 後	変 更 前
東京都千代田区霞が関二丁目四番二号	東京都港区麻布台二丁目一番九号

- 三 変更年月日  
平成十七年八月一日

(四〇四) 山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催

山口県環境影響評価条例(平成十年山口県条例第三十七号)第四十三条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 日時、場所等  
日 時 場 所 収容人員

平成一七、九、一 山口県宇部総合庁舎 七〇人程度

- 二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社シグマパワー山口

氏名 茂澄 孝

所在地 東京都港区芝浦一丁目一番一号

- 三 対象事業の名称、種類及び規模

名称 シグマパワー山口宇部発電所設置事業

種類 発電所の設置

規模 五〇万キロワット 二基

四 対象事業実施区域

宇部市大字西沖の山

五 公述の申出の手續

(一) 公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、平成十七年八月十六日までに、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号、対象事業の名称並びに意見の要旨を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一) 山口県環境生活部環境政策課に提出してください。

(二) 公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べる者が選定されます。

(三) 公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (一)及び(二)に掲げる場合においては、その旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることが出来る者に通知します。

六 その他

(一) 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、公聴会当日、受付で先着順に交付します。

(二) 公聴会に関する問合せは、山口県環境生活部環境政策課(電話〇八三-九三三-二九三三)にしてください。

(四〇五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年三月四日山口県公告(一〇九)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年七月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク新南陽店

所在地 周南市大字富田二七六三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四〇六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年三月十一日山口県公告(一三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年七月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カラトピア

所在地 下関市唐戸町四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四〇七) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

区 玖珂郡由宇町土地改良

山崎地区  
かんがい排水

平成一六、三、四

平成一六、三、三〇

区 長田地区

ほ場の整備

平成八、七、二〇

平成一三、"

(四〇八) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営伊陸東部地区ほ場整備事業(第一換地区)

二 工事完了の時期

平成十四年三月二十日

一 事業の名称

県営伊陸東部地区ほ場整備事業(第二換地区)

二 工事完了の時期

平成十五年三月十二日

一 事業の名称

県営嘉年上地区ほ場整備事業

二 工事完了の時期

平成十五年十二月二十五日

(四〇九) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)

二 作業の地域

下松市、周南市及び山陽小野田市

三 作業の期間

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

平成十七年七月一日から平成十八年三月三十一日まで

(四一〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年七月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字山田字沢

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市慶万町六番一三号

株式会社サンライズ

平成十七年七月二十二日印刷  
平成十七年七月二十二日発行

発行人 山口県庁  
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)